

平成27年度版



いきいき シルバー エイジ



豊橋市

はじめに



本格的な高齢社会を迎えた今日、人生80年時代となり長くなった老年期をいかに豊かで実り多いものにするかが、長寿の時代の重要な課題となっています。

この冊子は、高齢者の皆さんが、明るく生きがいのある毎日を過ごされることに少しでも役立てていただければと思い作成しました。

今後とも健康に十分留意され、いつまでもお元気で過ごされますようお祈り申し上げます。

豊橋市



目 次

● 高齢者の日常生活を支援するサービス	1
● 高齢者と同居する家族を支援するサービス	2
● 老人ホーム等	
● 高齢者の生活全般に関する相談	3
● 介護予防を支援するサービス	4
● 高齢者の外出を支援するサービス	
● 長寿のお祝いに関するサービス	5
● 高齢者の生きがいと健康づくりを支援するサービス	6
● 高齢者の福祉増進を目的とした施設	
● 高齢者に関連する団体	7
● 各種健(検)診等	
● 各種手帳の交付	8
● 後期高齢者医療制度	
● 後期高齢者福祉医療費助成制度	9
● 介護保険制度	10～11
● 在宅サービス	
● 地域密着型サービス	
● 施設サービス	12～13
● 地域包括支援センター	14
● 相談窓口	
● 施設一覧	15～16

※本冊子の中に出てくる負担金・利用料等の金額は、平成27年4月現在の金額です。
制度の変更等に伴い、年度途中での金額の改定がある場合がありますのでご了承ください。

高齢者の日常生活を支援するサービス（長寿介護課）

サービス	内容	利用できる方	問合せ
火災警報器 (給付)	もしもの時、煙を感知し、いち早く火災発生を知らせます。	65歳以上のひとり暮らし高齢者で本人もしくは扶養義務者が所得税非課税世帯で持家に在住する方	生活支援 グループ 51-2333
ガス漏れ警報器 (貸与)	ガス漏れを察知し警報を発するとともに、ガスの供給を遮断して事故を未然に防ぎます。	65歳以上のひとり暮らし高齢者で本人もしくは扶養義務者が所得税非課税世帯	
福祉電話 (貸与)	電話を持っておらず近所に親族のいない方に電話を設置し、安否の確認をします。	・福祉電話については、前年分所得税が非課税の世帯に属する方	
緊急通報装置 (貸与)	心身に不安のある方に、緊急時の連絡のための通報装置を設置します。	・おおむね65歳以上の方 ・ひとり暮らし、又は高齢者のみの世帯	
寝具丸洗い 乾燥サービス	寝具の洗濯などが困難な高齢者の家庭を訪問し、布団や毛布の洗濯・乾燥・消毒を行います。	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で前年所得税が非課税で在宅の方	
訪問理美容 サービス	理美容師が訪問し、理髪等を行います。	在宅高齢者で要介護3～5の認定を受けている方	
家具転倒防止 器具取付事業 (給付)	地震等の発生に備えて無料で家具4点まで家具転倒防止器具を設置します。	・75歳以上の高齢者のみの世帯 ・次の手帳をお持ちの方がいる世帯（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級） ・要介護4・5の方と同居している世帯など	生活支援 グループ 51-2333 障害福祉課 51-2345
救急医療 情報キットの 配付	万一の緊急時に備えるため、緊急連絡先やかかりつけ医・持病などの医療情報を記載する用紙と用紙を入れるための専用の容器をお渡しします。	・65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯（日中・夜間において同居者が不在になり「高齢者のみ」の状態になる方を含む） ・避難行動要支援者台帳登録のある方 ・ひとり暮らしの障害者手帳所持者（日中・夜間において同居者が不在になり「一人」の状態になる方を含む）	生活支援 グループ 51-2333 障害福祉課 51-2345

※車椅子に関しては、社会福祉協議会（52-1111）で貸出しできる場合もあります。

高齢者と同居する家族を支援するサービス（長寿介護課）

サービス	内容	利用できる方	問合せ
認知症介護 家族支援講座	認知症の方を介護している家族 同士で、介護の悩みなどを話し 合いながら認知症について学び ます。	認知症の方を介護している方	地域予防啓 発グループ 51-2338
家族介護教室	家庭で介護する方に対し、適切 な介護知識と技術をお教えし ます。	在宅で高齢者を介護している 世帯	
家 族 介 護 者 交流会	要介護者を現在介護する方の 相互交流を通して、精神的・身体 的なリフレッシュをはかります。		
家族介護用品 の支給	在宅で介護をしている家族に 対し、紙おむつを支給します。	要介護4・5と認定された高齢 者を在宅で介護している市民税 所得割が非課税の世帯	生活支援 グループ 51-2333
家族介護慰労 金の支給	在宅で高齢者を介護している家 族に対し、慰労金を支給します。	要介護3～5と認定された高齢 者を1年間介護サービスを受け ずに、在宅で介護している市民 税非課税世帯	
「徘徊・見守り S O S ネット ワークへの事 前登録」	認知症などにより徘徊の恐れ のある方の氏名・生年月日・住所・ 身体的特徴・顔写真などの情 報を「豊橋市徘徊・見守りSOS ネットワーク事務局」にあらか じめ登録しておき、徘徊発生時 にその情報を発見活動協力機 関にファックスで一斉に送信し、 早期発見に努めるものです。	認知症により徘徊の恐れのある 方とその方のご家族や介護者	徘徊・見守り SOSネット ワーク事務局 (豊橋市社会福 祉協議会内) 54-7170 生活支援 グループ 51-2333

老人ホーム等（長寿介護課）

施設名	内容	利用できる方	問合せ
養護老人ホーム	自宅で生活続けることが困難な方が入所する施設です。 自分で身の回りのことができます方を対象としています。	・原則として65歳以上の方 ・自分で身の回りのことができる方 ・家庭環境や経済的な理由により、居宅で養護を受けられない方	生活支援グループ 51-3134
軽費老人ホーム ケアハウス	[施設一覧 P15 参照]	・60歳以上の方 ・自分で身の回りのことができる方	直接施設へ申込み [施設一覧 P15 参照]

高齢者の生活全般に関する相談（長寿介護課）

サービス	内容	問合せ
高齢者生活相談	高齢者の福祉サービスに関する総合的な相談に応じます。	生活支援グループ 51-3134
権利擁護・虐待相談	高齢者の権利擁護に関する制度の紹介や、高齢者虐待の相談や通報に対し、必要に応じて他の関係機関と連携し、適切なサービスに繋がります。	地域包括支援センター [施設一覧 P14 参照]



介護予防を支援するサービス（長寿介護課）

サービス	内容	利用できる方	問合せ
給食サービス	低栄養状態になる恐れのあるなど食生活の改善や生活機能の低下を予防するため、栄養のバランスがとれた食事を昼食時に配達します。	ひとり暮らし・高齢者のみの世帯であり、調理が困難な二次予防事業対象者	生活支援グループ 51-2333
二次予防事業通所介護	要支援・要介護状態にならないよう介護予防通所介護事業所等で入浴・食事や運動器向上などのプログラムを行います。	※二次予防事業対象者	
二次予防事業自立支援員派遣	ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や入浴など日常生活上の支援を行います。		
訪問型介護予防・訪問指導	保健師・看護師が居宅を訪問し、援助が必要な内容を把握したうえで、必要な相談・指導を行います。	閉じこもり、認知症、うつ等の状態又は、その恐れのある65歳以上の方	地域予防啓発グループ 51-2338
元気はつらつ教室 (運動・お口)	簡単な運動やお口の体操を通じて、身体やお口の働きを良くするための教室を開催します。	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方	
若返り教室 (認知症・お口・体操)	元気でいきいきと過ごすための知識・方法などをお伝えする教室を開催します。	おおむね65歳以上の方	
脳の健康チェック	スライドを見ながら筆記を行い脳の機能の弱まりを早期に発見します。(約50分)		
認知症サポーター講座	地域や職場において、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成します。	市内在住・在勤・在学のグループ	

※二次予防事業対象者とは、65歳以上で生活機能に低下の恐れがあると認められる方のことです。

高齢者の外出を支援するサービス（長寿介護課）

サービス	内容	利用できる方	問合せ
電車・バス共用福祉回数乗車券、タクシー乗車券の交付(選択制)	2,000円分の乗車券を交付します。 * 4月下旬に郵便局での引換ハガキを郵送します。	・平成27年中に70歳～79歳になる方(昭和11年～昭和20年生まれ) * 特別養護老人ホーム・養護老人ホームに入所されている方を除きます。	生きがい支援グループ 51-2330
	4,000円分の乗車券を交付します。 * 4月下旬に郵便局での引換ハガキを郵送します。	・平成27年中に80歳以上になる方(昭和10年以前生まれ) * 特別養護老人ホーム・養護老人ホームに入所されている方を除きます。	
シルバー優待カードの配付	豊橋市の公共施設(総合動植物公園、美術博物館等)を無料等で利用できるシルバー優待カードを配付します。	・平成28年中に70歳になる方(昭和21年生まれ) * 平成28年2月頃配付分	

長寿のお祝いに関するサービス（長寿介護課）

サービス	内容	利用できる方	問合せ
長寿祝金	豊橋市より長寿のお祝いとして祝金を贈呈します。 * 詳細は広報とよはし9/1号に掲載します	平成27年中に下記年齢になる方 ・88歳(昭和2年生まれ) ・100歳以上(大正4年以前生まれ)	生きがい支援グループ 51-2330
敬老訪問	長寿者宅を市長・副市長等が訪問し、長寿を祝います。	平成27年中に99歳以上になる方(大正5年以前生まれ)	
金婚・ダイヤモンド婚表彰	金婚・ダイヤモンド婚を迎えたご夫婦を高齢者福祉大会で表彰します。 * 詳細は広報とよはし6/1号に掲載します。(要申込み)	金婚(結婚50周年)、ダイヤモンド婚(結婚60周年)を迎えたご夫婦	

高齢者の生きがいと健康づくりを支援するサービス（長寿介護課）

サービス	内容	利用できる方	問合せ
シルバースポーツ大会	ゲートボール、ペタンク、グラウンド・ゴルフの3種目について、ブロック大会及び中央大会を開催します。	60歳以上の方 (一部老人クラブ会員に限る)	生きがい支援グループ 51-2337
趣味の作品展	日頃趣味として書道・絵画・絵手紙等に励んでいる高齢者の方の作品を展示して、高齢者相互の交流と発表の場を提供します。		
趣味の演芸大会	趣味の教室で歌や踊りなどに励んでいる高齢者の方に、日頃の成果を発表していただきます。		
囲碁・将棋大会	それぞれのレベルで腕を競っていただき、優勝者には賞状などを贈呈し栄誉をたたえます。		
趣味の教室	老人福祉センター、地域福祉センター、老人憩の家等で様々な趣味に関する教室を開催しています。(囲碁・将棋・民謡・民踊・詩吟・短歌・大正琴・ダンス・書道・茶道・華道・盆栽・歌謡曲・絵手紙など)		
高齢者向けスポーツの振興	各地域での高齢者向けスポーツの振興及び地域の指導者の育成を行います。		
老人福祉事業功労者の表彰	多年にわたり老人福祉事業に貢献した方又は団体を高齢者福祉大会で表彰します。	多年にわたり老人福祉事業に貢献した方又は団体	



高齢者の福祉増進を目的とした施設（長寿介護課）

施設名	内容	利用できる方	問合せ
老人福祉センター等	健康の増進、教養の向上、レクリエーションの場を提供しています。 (ヘルストロン、マッサージ機、囲碁、将棋、オセロ、ペタンク、グラウンド・ゴルフ、バンパー等) [施設一覧 P16 参照]	60 歳以上の方	生きがい支援グループ 51-2330
高齢者活動センター	高齢者が余暇時間を利用して就業活動を行ったり、知識と経験を生かした趣味の作品づくりや手作り活動に関連して、地域の子ども・女性等の作品づくりの会などによる地域交流を行うための場として利用できます。 [施設一覧 P16 参照]		

高齢者に関連する団体（長寿介護課）

関連団体	内容	利用できる方	問合せ
老人クラブ	高齢者が楽しみながら教養を身につけ、地域社会との交流などの活動によって高齢期の生活を健全で豊かなものにしようとする自主的な集まりです。	・おおむね60歳以上の方 * クラブによって条件が異なります。詳しくは最寄の老人クラブへお問合せください。	生きがい支援グループ 51-2337、最寄りの老人クラブ
シルバー人材センター	長年の経験や技術を生かして働く機会を得たい、何らかの収入を得たいという健康で働く意欲のある高齢者に対して補助的な仕事を提供しています。(庭木の剪定、屋内外での軽作業など)	・おおむね60歳以上の方 ・健康で働く意欲があり、シルバー人材センター理念に賛同される方	生きがい支援グループ 51-2330、豊橋市シルバー人材センター 48-3301

各種健（検）診等

病気の早期発見のため、健康の保持増進のため、健（検）診を受けましょう。

健（検）診名	内容等	対象	問合せ
特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診を各医療保険者が実施します。	40歳から75歳未満の豊橋市国民健康保険加入者	健康増進課 39-9141
		40歳から75歳未満の被用者保険加入者	加入している医療保険者(保険証の発行元)までお問合せください。
健康診査	生活習慣病の発症や重症化の予防を目的としています。	後期高齢者医療制度加入者	健康増進課 39-9141
		40歳以上の生活保護受給者等	健康増進課 39-9136
各種がん検診	肺(結核・肺がん)・胃がん・大腸がん・前立腺がん・子宮頸/体がん(2年に1回)・乳がん(2年に1回)	「保健衛生事業のご案内」参照(又は担当課までお問い合わせください)	健康増進課 39-9136
その他検診	・肝炎ウイルス検査 ・眼科検診 ・歯周病検診 ・骨粗しょう症検診		

※各種健（検）診の対象年齢、受診方法、自己負担金、検診内容など、詳しくは、広報とよはし5/1号と同時配布の「保健衛生事業のご案内」でご確認ください。

※受診時には、受診券または検診票が必要です。お問合せはそれぞれの担当課までご連絡ください。

各種手帳の交付（健康増進課）

健康の保持・増進のために必要なことを記録、整理して健康管理に役立てましょう。

手帳名	交付対象（交付元）	問合せ
健康手帳	40歳以上の方 (健康増進課、国保年金課、窓口センター、集団検診会場、市内の検診実施医療機関で交付)	健康増進課 39-9145

後期高齢者医療制度（国保年金課） TEL 51-3132

運営主体		後期高齢者医療広域連合（各種申請の窓口は市役所です）
加入者 (被保険者)		・75歳以上の方 ・65歳以上74歳までの方(一定の障害のある方)
医療費負担	窓口負担	1割負担・・・一般の方 ----- 3割負担・・・現役並み所得のある方
	高額療養費	窓口での医療費の負担が、自己負担限度額(月額)を超えたときは、差額が支給されます。申請が必要な方には、お知らせします。
	入院時減額	市民税非課税世帯に属する方は、認定証を提示することで入院時の食事代が減額されます。認定証の発行は申請が必要です。
葬祭費		被保険者が亡くなったときは、申請により5万円が支給されます。
保険料	算定	均等割額 「45,761円」 + 所得割額「(所得－33万円) ×所得割率9.00%」 = 年間保険料額 (限度額57万円)
	軽減措置	所得が低い世帯の方は保険料が軽減されます。(申請不要) ----- 資格取得をした日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者だった方は、保険料が軽減されます。(申請不要)

後期高齢者福祉医療費助成制度（国保年金課） TEL 51-3132

後期高齢者医療の被保険者で、以下の要件に該当する場合には、申請により受給者証が交付され、医療費が助成されます。

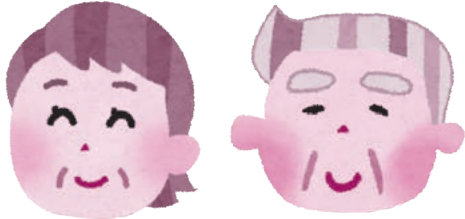
■後期高齢者福祉医療費の助成対象者■

障害者	身体障害者手帳1～3級	療育手帳A・B判定
	同 4級でじん臓機能障害	精神障害保健福祉手帳1・2級
	同 4級～6級で進行性筋萎縮症	自閉症状群(診断書が必要)
ひとり暮らし	下記の①、②の両方に該当される方 ①単身で生活を営んでおり、同一敷地内または隣地に親族がいない ②所得のない(年金のみの場合年額80万円以下)方で、税の扶養になっていない ※非課税所得は含まれません 【例】障害年金、遺族年金	
ねたきりなど	介護保険の要介護4または5の認定を受けており、3か月以上継続して生活介護を受けている、市民税非課税世帯の方	

介護保険制度（長寿介護課） TEL 51-3130

【介護保険のあらまし】

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者となり保険料を負担し、介護が必要となったとき、サービスが受けられる制度です。

運営主体	豊橋市が保険者となって運営します	
加入する人 (被保険者)	第1号被保険者	第2号被保険者
年 齢	65歳以上の方 	40歳から64歳までの方 (医療保険に加入している方) 
保険料	①所得などに応じた保険料を負担します ②原則として年金から天引きです	①給料や所得などに応じた保険料を負担します ②加入している医療保険の保険料と一括して納めます
サービスを利用できる人	①寝たきりや認知症などで、常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方 ②家事や身じたくなど、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方	初老期の認知症、脳血管疾患など、老化が原因とされる病気(特定疾病)により、要介護状態や要支援状態となった方
サービス利用料の負担	①原則としてかかった費用の1割または2割を負担します(施設に入った場合には、食費・居住費・日常生活費も負担します) ②また、利用者の負担を軽減するため、負担限度額があります	



介護保険サービスの手続き

① 申請

- 本人または家族のほか、地域包括支援センター（* P14 をご覧ください）や介護保険施設などに代行してもらうことができます。
- 介護保険の保険証がありましたらご持参ください。
- かかりつけ医（主治医）の氏名、医療機関名等が確認できるもの（診察券など）
※主治医に申請することを事前に伝えてください。
※40歳から64歳までの方（第2号被保険者）は、主治医に病名を確認の上、医療保険被保険者証もあわせてご持参ください。

② 訪問調査・主治医意見書

- 調査員が家庭などを訪問し、介護を必要とする方の心身の状態などを調査します。
- 主治医意見書は、市から主治医に直接依頼します。

③ 審査・判定

- コンピューターによる判定結果や医師の意見書をもとに、保健・医療・福祉に関する専門家で構成される介護認定審査会で審査・判定します。

④ 認定・通知

- 要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）などを認定
- 原則として申請から30日以内に通知します。

⑤ 利用計画の作成

- 適切なサービスを効率よく利用するため、居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談して介護サービス計画（ケアプラン）を作成（無料）してもらうことができます。
※ただし、要支援1・2となった方は、地域包括支援センターにご相談ください。

⑥ サービスの利用

- ケアプランに基づいて、在宅サービスまたは施設サービスを利用します。
- 原則、利用した費用の1割または2割負担があります。

在宅サービス

自宅にきてくれるサービス 	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、家事などの身のまわりの援助や介助を行います。
	訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
	訪問看護	医師の指示を元に看護師や保健師などが家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の指導や管理を行います。
	給食サービス	ひとり暮らしや高齢者世帯などで調理困難な方に食事を配達します(週5日以内)
お出かけして受けるサービス 	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどで入浴・食事・機能訓練などを日帰りで受けられます。
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や病院などでリハビリテーションを日帰りで受けられます。
施設へ短期間入所して受けるサービス 	短期入所生活介護 (ショートステイ)	家庭の都合などで介護が一時的に困難な場合、介護施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	老人保健施設や病院などに短期間入所し、看護やその他必要な医療が受けられます。
	移送サービス	短期入所サービス利用時に、送迎車両以外リフト付車両やタクシーなどを利用した場合、移送費の一部を支給します。
自宅を住みやすくするサービス 	福祉用具の貸与・購入費の支給	車いすやベッドの貸し出し、排泄や入浴に使われる用具の購入費の一部を支給します。
	住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修の費用の一部を支給します。
みなさんと一緒に受けるサービス	有料老人ホームなどで受ける介護	有料老人ホームなどに入所し、日常生活の介護や機能訓練などが受けられます。

※要介護状態区分が、「要支援1」・「要支援2」と認定された方については要介護状態にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視した予防給付（介護予防サービス）が受けられます。介護予防サービスの主な内容として「介護予防通所介護・通所リハビリテーション」、「介護予防訪問介護」、「介護予防福祉用具貸与」など15種類のサービスがあります。（ケアプランは、地域包括支援センターが作成（無料）します。）

地域密着型サービス

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。
利用できるのは豊橋市にお住まいの方です。

住み慣れた地域で暮らすサービス



認知症対応型
通所介護
(認知症対応デイサービス)

認知症の方に対し入浴・食事の世話などを行います。

認知症対応型
共同生活介護
(グループホーム)

認知症のため介護を必要とする高齢者が共同生活をしながら介護を受けられます。

小規模多機能型
居宅介護

「通い」を中心に利用者の状態や希望、家庭の事情に応じて随時「訪問」「泊まり」を組み合わせ柔軟なサービスを受けられます。

地域密着型
介護老人福祉施設
(小規模特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の特別養護老人ホームで本体施設と一体的なサービスを受けられます。

定期巡回・随時対応型
訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回と随時の訪問介護・訪問看護を受けられます。

複合型サービス
(看護小規模多機能型
居宅介護)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを受けられます。

施設サービス

施設でお世話してくれるサービス



特別養護老人ホーム

日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護や機能訓練などを行います。

老人保健施設

病状が安定し、家庭へ戻れるように介護やリハビリテーションなどを行います。

療養型医療施設

長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院し、看護・介護やその他必要な医療などを行います。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の介護保険や介護予防サービスを始め、福祉、健康、医療そして権利を守ることなど高齢者の生活をあらゆる面から総合的に支えるため、豊橋市が社会福法人などに委託して設置しています。

相談内容など個人情報に関する事項については厳格に遵守することになっておりますので、安心してお気軽にご相談ください。

施設名		所在地	電話番号
東部	豊橋市東部地域包括支援センター	佐藤五丁目22-16	64-6666
	さわらび地域包括支援センター	牛川町字浪ノ上25-20	54-3521
	地域包括支援センターケアコープ豊橋	平川南町46	65-8567
	赤岩荘地域包括支援センター	多米町字大門10	66-1262
	地域包括支援センター尽誠苑	大脇町字大脇ノ谷74-54	65-2751
中央	豊橋市中央地域包括支援センター	前畑町115	54-7170
	地域包括支援センターみのり	大村町字山所77	51-1339
	地域包括支援センターコープ豊橋中央	前田町二丁目18	53-1519
	明陽苑地域包括支援センター	八通町64-3	33-3146
	地域包括支援センターベルビューハイツ	青竹町字青竹96	33-8110
	地域包括支援センターふくろう	八町通三丁目119	56-0018
	地域包括支援センター真寿苑	牟呂町字東明治郷下1	39-3989
南部	豊橋市南部地域包括支援センター	大清水町字大清水546	25-7100
	弥生王寿園地域包括支援センター	弥生町字東豊和2-1	38-0508
	地域包括支援センター作楽荘	王ヶ崎町字上原1-145	48-7888
	福祉村地域包括支援センター	野依町字山中19-1	45-5130
	彩幸地域包括支援センター	西赤沢町字深山95	23-6014
	幸王寿園地域包括支援センター	西幸町字浜池323	38-0300

●相談窓口

豊橋市役所長寿介護課	440-8501 今橋町1	51-3134
豊橋市保健所・保健センター	441-8539 中野町字中原100	39-9111
豊橋市社会福祉協議会	440-0055 前畑町115	52-1111
豊橋市歯科医師会	441-8149 中野町字中原100-5	26-8300
豊橋市医師会訪問看護ステーション	441-8149 中野町字中原100-3	45-8611
豊橋市地域福祉サービスセンター	440-0055 前畑町115	54-0294

●施設一覧 ※豊橋市内の主な施設を掲載

●老人ホーム

つつじ荘(養護)	440-0833 飯村町字高山11-65	61-2013
若菜荘(軽費)	441-8124 野依町字山中19-12	48-1138
美光ハイム(ケアハウス)	441-8066 王ヶ崎町字上原1-145	48-9110
かなだ(ケアハウス)	441-1112 石巻町字敷下1-1	88-5700
すこやかのに(ケアハウス)	440-0833 飯村町字高山118	64-7771
くろしお(ケアハウス)	441-3123 小松原町字浜41	21-3511
彩 幸(ケアハウス)	441-3213 西赤沢町字深山95	23-6011
カサ デ ローザ(ケアハウス)	441-8124 野依町字山中19-17	37-1209

●介護保険施設

特別養護老人ホーム	つつじ荘	440-0833 飯村町字高山11-65	61-7150
	さわらび荘	440-0003 浪ノ上町7-2	54-3501
	作楽荘	441-8066 王ヶ崎町字上原1-145	48-5111
	永生苑豊橋	440-0081 大村町字花次83	55-5011
	王寿園	441-3123 小松原町字浜41	21-3511
	彩 幸	441-3213 西赤沢町字深山95	23-6011
	第二さわらび荘	441-8124 野依町字山中19-17	37-1209
	喜寿苑	441-0152 前芝町字加藤381-2	34-1414
老人保健施設	ジュゲム	441-8124 野依町字山中19-1	46-7501
	尽誠苑	441-3102 大脇町字大脇ノ谷74-54	65-2727
	赤岩荘	440-0021 多米町字大門10	66-1123
	明陽苑	441-8023 八通町64-3	33-3121
	ベルビューハイツ	441-8085 青竹町字青竹96	33-8111
	豊橋ケアセンター	441-1111 嵩山町字松田55	88-7211
	みのり	440-0081 大村町字山所77	51-1336
医療施設	光生会赤岩病院	440-0021 多米町字蟬川33-70	62-2105
	福祉村病院	441-8124 野依町字山中19-14	46-7511
	二川病院	441-3145 大岩町字北元屋敷36-3	41-0011

●老人福祉センター等

仁連木老人福祉センター	440-0065	仁連木町136-2	62-0213
下地老人福祉センター	440-0086	下地町字宮前52-1	55-2117
高師老人福祉センター	441-8156	高師町字北原1	46-2557
石巻老人福祉センター	441-1115	石巻本町字市場7	88-3302
大岩老人福祉センター	441-3142	大岩町字東郷内4-5	41-7340
利用時間	午前9時から午後5時	休館日	敬老の日を除く日曜・祝日、年末年始

※風呂有 入浴時間：午前11時から午後1時まで

八町地域福祉センター	440-0806	八町通五丁目9	52-1341
つつじが丘地域福祉センター	440-0853	佐藤五丁目22-16	64-4510
大清水地域福祉センター	441-8133	大清水町字大清水546	25-6141
利用時間	午前9時から午後5時	休館日	月曜日(祝日と重なる時は翌日)、年末年始

※風呂有 入浴時間：午前10時から正午まで

牟呂地域福祉センター	441-8087	牟呂町字内田22-2	31-8885
利用時間	午前9時から午後9時	休館日	月曜日(祝日と重なる時は翌日)、年末年始

西川老人憩の家	441-1102	石巻西川町字安川下1-17	88-6811
東細谷老人憩の家	441-3112	東細谷町字西島4	21-3636
城下老人憩の家	441-3214	城下町字北方部81-3	23-6036
利用時間	午前9時30分から午後4時	休館日	敬老の日を除く日曜・祝日、年末年始

●その他の施設

豊橋市シルバー人材センター	441-8087	牟呂町字東里42-2	48-3301
牟呂高齢者活動センター	441-8087	牟呂町字東里42-2	48-1312
石巻高齢者活動センター	441-1115	石巻本町字市場5	88-3303



いきいきシルバーエイジ

平成27年度版

平成27年6月 印刷発行
 編集 豊橋市長寿介護課
 発行 豊 橋 市
 〒440-8501 豊橋市今橋町1
 電話(0532)51-2330
 FAX(0532)56-3810



●本誌に関するお問合せは●

豊橋市役所長寿介護課

☎(0532)51-2330

このパンフレットはカラーユニバーサルデザインに対応しています。
古紙再生紙使用。